



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	技術標準と市場の失敗：特許制度における救済策の改善を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	劉，影
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12345号
Issue Date	2016-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62606
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	LIU_YING_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 劉 影

審査担当者	主 査	教 授	田 村 善 之
	副 査	教 授	吉 田 広 志
	副 査	准 教 授	中 川 晶比兒

技術標準と市場の失敗 ー特許制度における救済策の改善を中心にー

本論文は、標準化技術をめぐる特許権の行使の制約のあり方に関して具体的な提言をなそうとするものであるが、そのような各論にいたるまでに、標準化技術の分野に限ることなく、一般的に特許制度をどのように運用すべきなのかということに関する総論に大きく分量を割いているところに本論文の一つの特徴がある。そこでは、特許制度の草創期から現在に至るまで、IT分野のように数千の特許が一つの製品にひしめく事態は元来、想定されていなかったことが語られるとともに、特許制度の経済的な機能に関する主要学説を踏まえつつ、分野ごとに舵取りをなすべきであるとする特許政策のポリシー・レバールの理論に依拠しながら、標準化技術に関わる人が多いIT分野について特別な取扱いをなすことを正当化することに成功している。くわえて、そのIT分野に関しても、IT分野におけるPatent Notice Function(特許権の存在と保護範囲を告知する機能)の低下とその解消策を提言する見解に主として依拠しながら、同分野において特許制度が抱えている問題の理論的な背景を明らかにしている。そのうえで、本論文は、標準に関わる特許にまつわる問題として、やはり理論的に、アンチ・コモنز問題とホールド・アップ問題があることを指摘し、何らかの矯正策が求められていることを指摘する。標準化機関が採用している、必須特許権者にFRAND宣言をさせるという対策も、アウトサイダー問題があるために完全ではないという。

これらの総論の記述は、特にリバース・ホールドアップ(FRAND宣言を寄貨として、被疑侵害者が交渉を先延ばしすることにより特許権の救済が図ることができなくなるという問題)を、結局は、FRAND料率を明確化すれば足りるとして退けているくだりなど、本論文の最終盤でその料率を明確化するという難題の解決が十分に克服し得ていないことに鑑みると、詰めの甘さが残っているといわざるを得ないところもあるが、全体として、文献をよく渉猟し、読みごたえがあるばかりでなく、論理的な流れが明快である点で、高く評価すべきものといえる。

後半は、問題の解消のための具体策に移る。まず、FRAND宣言に着目して問題を解決する試みとして、第三者のためにする契約を認める米中日の裁判例や学説、特に米国において主張されている禁反言、負担付きのプロパティと解する理論、市場信頼理論があることを紹介し、その長短を検討し、第三者のためにする契約を推すが、いずれにせよ、どの方策によろうとも、結局、FRAND宣言が付されていない特許権に関してはその権利行使を防ぐすべがないことを指摘する。そこで、一般的に差止請求権を制限する試みとして、やはり米中日の裁判例を紹介しつつ、差止請求権の制限を立法により導入すべきであると帰結する。また、ホールド・アップ問題ばかりでなく、アンチ・コモنز問題をも視野に入れる場合には、さらに損害賠償額の調整が必要となる

としつつ、特に FRAND に基づく実施料額の算定を試みた米中日の裁判例を検討して結びとしている。

必須特許に関する裁判例、特に FRAND 料率に関しては、米中日の裁判例が先行しているところ、本論文は、これら 3 国の裁判例の原典に直接当たり検討を加えた、国際的にみても貴重な文献であるといえる。FRAND 宣言に基づく法的な構成に関する米国の理論も、これまで邦語文献では知られていなかったことが多く、その意味でも重要な分析がなされているといえる。おとしどころとしても、FRAND 宣言をなした当事者に関しては、第三者のためにする契約と、適切な FRAND 料率の算定により処理し、アウトサイダー問題に関しては、差止請求権の制限と損害賠償額の調整により解決を図るなど、各種事例に対して過不足なく穏当な対策を提示している。もっとも、差止請求権の制限に関しては、日本法の解決として解釈論を深く探求することなく、立法論として論じているところは物足りなさがあり、また FRAND 料率の具体的な算定手法に関しても、多様な手法は紹介されているが、決め手にかけることは否めない。ただ、前者に関しては、そもそも筆者が最終的なターゲットとしている中国法に関しては、公益的な見地から特許権に基づく差止請求権を制約することに対して裁判例も存在し、抵抗感が少ないという事情があり、また後者に関しても、筆者一人の問題というよりは、世界の特許法学が抱えている課題といえることができる。

総じていえば、総論部分における特許制度全般にわたる検討や、米中日の裁判例の分析に秀でるところがあり、審査委員全員の一致により、「優れた研究業績を上げた者」として博士号取得に値すると判断した。